



火入れを予定している方へ



火入れを行うことができない条件に

林野火災注意報及び林野火災警報が追加されました。

- ①強風注意報
- ②乾燥注意報
- ③火災警報
- ④林野火災注意報<<追加>>
- ⑤林野火災警報<<追加>>



これまでは①から③が発表・発令された場合、火入れを行うことができませんでしたが、今後は林野火災注意報・警報が発令された場合も

火入れができません。

(1) 火入れができない主な気象状況

- ・降水量が少ないとき
- ・空気が乾燥しているとき
- ・風が強いとき



(2) 違反した場合

森林法により、許可なく火入れをした者（許可を受けた場合でも、火入れができない条件に火入れをした者）は**20万円以下の罰金**に、またこれにより、他人の森林を焼燬した者は**30万円以下の罰金**に処されることがあります。



実施前は朝から気象情報を確認し、風が強い日や空気が乾燥している日は、火入れを行わないようにしてください。

※火入許可証の裏面を必ずご確認ください

- 1.火入れを行う前日までに火入れの日時を教えてください
- 2.火入者は、火入れが終了したとき又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、**速やかに火入許可証を返納**してください

安全な火入れの実施にご協力をお願いします

【お問い合わせ先】

京丹後市役所 農林整備課 森林保全係
(電話：0772-69-0430)